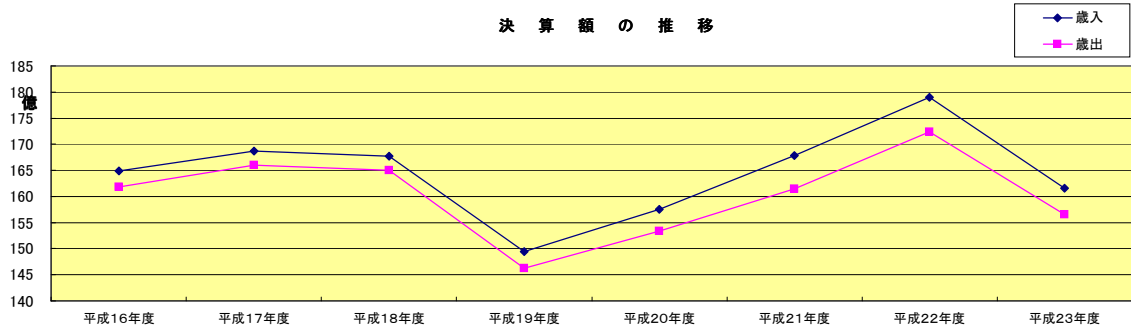


■平成23年度歳入歳出決算額(普通会計)について

普通会計とは：各地方公共団体ごとに会計の範囲が異なるので、財政比較するために、地方財政会計上統一的に用いられる会計で、西都市ではおおむね一般会計と市営住宅特別会計を加えた内容となっています。

決算額の推移

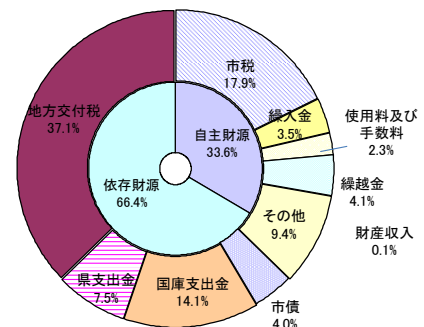
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入決算額	164億8,865万円	168億6,863万円	167億7,085万円	149億4,658万円	157億5,620万円	167億8,651万円	179億353万円	161億5,545万円
歳出決算額	161億8,589万円	165億9,937万円	165億221万円	146億2,547万円	153億3,772万円	161億4,969万円	172億3,897万円	156億6,106万円



歳入の構成

	平成23年度決算額	構成比	前年度比	平成22年度決算額
市税	28億8,848万円	17.9%	2.1%	28億3,007万円
地方交付税	59億8,761万円	37.1%	△ 3.4%	62億131万円
使用料及び手数料	3億7,830万円	2.3%	△ 0.5%	3億8,026万円
国庫支出金	22億8,775万円	14.1%	△ 29.0%	32億2,426万円
県支出金	12億712万円	7.5%	6.0%	11億3,843万円
財産収入	1,758万円	0.1%	△ 29.9%	2,509万円
繰入金	5億5,984万円	3.5%	△ 47.4%	10億6,348万円
繰越金	6億6,456万円	4.1%	4.4%	6億3,682万円
市債	6億4,006万円	4.0%	△ 41.1%	10億8,692万円
その他	15億2,415万円	9.4%	15.7%	13億1,689万円
計	161億5,545万円	100.0%	△ 9.8%	179億353万円

歳入の構成比

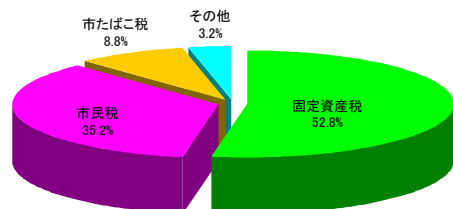


決算額の構成割合は、地方交付税が最も多く、次いで市税、国庫支出金、その他、県支出金の順になっています。また、前年度と比較すると市税、県支出金、繰越金などが増加し、地方交付税、国庫支出金、財産収入、繰入金、市債等が減少しているのが特徴です。

市税の内訳

	平成23年度決算額	構成比	前年度比	平成22年度決算額
固定資産税	15億2,352万円	52.8%	△ 0.3%	15億2,782万円
市民税	10億1,704万円	35.2%	4.3%	9億7,507万円
市たばこ税	2億5,435万円	8.8%	8.2%	2億3,499万円
その他	9,357万円	3.2%	1.5%	9,219万円
計	28億8,848万円	100.0%	2.1%	28億3,007万円

市税の内訳

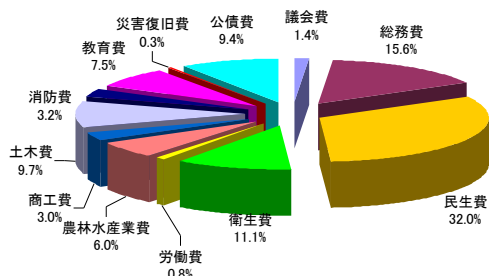


市税の構成割合は、固定資産税が最も高く、次いで市民税、市たばこ税の順になっています。

歳出の構成比(目的別)

	平成23年度決算額	構成比	前年度比	平成22年度決算額
議会費	2億1,617万円	1.4%	36.3%	1億5,860万円
総務費	24億4,928万円	15.6%	△ 5.5%	25億9,221万円
民生費	50億1,477万円	32.0%	3.2%	48億5,894万円
衛生費	17億4,193万円	11.1%	△ 5.5%	18億4,370万円
労働費	1億1,834万円	0.8%	45.9%	8,112万円
農林水産業費	9億3,369万円	6.0%	△ 27.7%	12億9,113万円
商工費	4億6,384万円	3.0%	8.0%	4億2,945万円
土木費	15億2,103万円	9.7%	△ 13.0%	17億4,865万円
消防費	4億9,437万円	3.2%	△ 2.0%	5億462万円
教育費	11億8,204万円	7.5%	△ 47.7%	22億6,002万円
災害復旧費	5,154万円	0.3%	170.0%	1,909万円
公債費	14億7,406万円	9.4%	1.6%	14億5,144万円
計	156億6,106万円	100.0%	△ 9.2%	172億3,897万円

歳出の構成比(目的別)



目的別では、民生費が最も高く、次いで総務費、衛生費、土木費、公債費の順となっています。

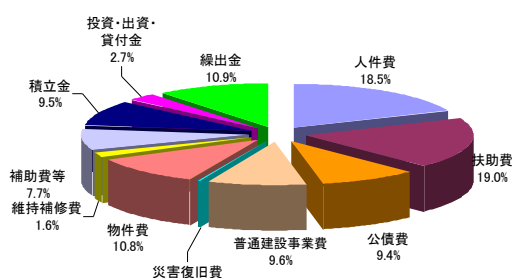
前年度との比較で見ると、災害復旧費、次いで、緊急雇用創出事業等による労働費、議会費の順で増加率が大きくなりました。

逆に、減少率が大きいものでは、妻中学校改修事業が完了した教育費、口蹄疫対策事業縮小の農林水産業費などがあげられます。

歳出の構成比(性質別)

	平成23年度決算額	構成比	前年度比	平成22年度決算額
義務的経費	73億4,086万円	46.9%	△ 1.5%	74億5,312万円
人件費	28億8,965万円	18.5%	△ 7.5%	31億2,275万円
扶助費	29億7,715万円	19.0%	3.4%	28億7,893万円
公債費	14億7,406万円	9.4%	1.6%	14億5,144万円
投資的経費	15億5,528万円	9.9%	△ 46.4%	28億9,972万円
普通建設事業費	15億374万円	9.6%	△ 47.8%	28億8,063万円
災害復旧費	5,154万円	0.3%	170.0%	1,909万円
その他の諸費	67億6,492万円	43.2%	△ 1.8%	68億8,613万円
物件費	16億9,336万円	10.8%	0.2%	16億9,013万円
維持補修費	2億5,278万円	1.6%	△ 9.8%	2億8,013万円
補助費等	12億211万円	7.7%	△ 19.4%	14億9,080万円
積立金	14億8,377万円	9.5%	16.6%	12億7,252万円
投資・出資・貸付金	4億2,383万円	2.7%	△ 0.9%	4億2,778万円
繰出金	17億907万円	10.9%	△ 0.9%	17億2,477万円
計	156億6,106万円	100.0%	△ 9.2%	172億3,897万円

歳出の状況(性質別)



性質別分類には、「義務的経費」として、人件費・扶助費・公債費、「投資的経費」として、普通建設事業費・災害復旧費、これ以外の「その他の諸費」があります。

「義務的経費」は、扶助費、公債費がそれぞれ3.4%、1.6%増加したものの、職員給与退職金の減等で人件費が7.5%減少したため全体で1.5%の減となりました。

「投資的経費」は、災害復旧費が170.0%増加したものの、大型事業の妻中学校改修事業が完了したことにより普通建設事業費が減少したため、投資的経費全体で46.4%の減となりました。

「その他の諸費」は、物件費、積立金は増加したものの、維持補修費、補助費等が減少したことにより、全体で1.8%の減となりました。

各指数及び収支状況

(単位:千円, %)

	平成23年度	平成22年度	前年度比
財政力指数	0.343	0.354	△ 0.011
標準財政規模	8,798,968	9,015,900	△2.4%
基準財政収入額	2,560,081	2,551,501	0.3%
基準財政需要額	7,567,806	7,676,988	△1.4%
経常一般財源収入額	8,522,884	8,607,839	△0.9%
実質収支比率	4.8	5.6	△ 0.8
経常一般財源比率	96.9	95.5	1.4
経常収支比率	88.9	87.8	1.1
公債費比率	10.0	9.7	0.3
実質公債費比率	11.5	12.7	△ 1.2
起債制限比率	7.2	8.0	△ 0.8

■財政力指数

地方公共団体の財政力(体力)を判断する指数で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去3年間の平均をいい、一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされており、平成23年度は0.343で前年度を0.011ポイント下回っています。

「1」を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となります。

基準財政需要額……地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額……各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。

■経常一般財源比率

経常一般財源の標準財政規模に対する割合で、一般的に「100」を超える割合が高いほど経常一般財源に余裕があり歳入構造に弾力があるとされており、平成23年度は、96.9%で前年度を1.4ポイント上回っています。

標準財政規模……地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の規模を示すものです。

■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に割り当てられた一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70～80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされています。平成23年度は、88.9%で前年度と比較すると1.1ポイント上回っています。

■公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合です。

平成23年度は、10.0%となり、前年度を0.3ポイント上回っています。財政運営上10%を超えないことが望ましいとされています。

■実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来の起債制限比率に反映されていなかった下水道、農業集落排水事業などの公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債類似経費を算入しています。18%以上で地方債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債が制限されます。平成23年度は11.5%で前年度を1.2ポイント下回りました。

■起債制限比率

地方債(市債)の発行を制限するための指標で、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するもので、20%を超えると一部の市債発行について制限されます。

平成23年度は、7.2%で前年度を0.8ポイント下回りました。